

猪名川町告示第4号

猪名川町新築・中古戸建住宅取得補助要綱の一部を改正する要綱をここに告示する。

令和8年1月30日

猪名川町長 岡 本 信 司

猪名川町新築・中古戸建住宅取得補助要綱の一部を改正する要綱

令和8年1月15日

要綱第1号

猪名川町新築・中古戸建住宅取得補助要綱（令和7年要綱第67号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 長期優良住宅建築等計画認定通知書の写し（交付申請時に未提出のときに限る。）

別表4注文住宅の項添付書類の欄中「6 長期優良住宅建築等計画認定通知書の写し」の右に「（手続中の場合は、それを証する書類（引受承諾書等））」を加える。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。



猪名川町新築・中古戸建住宅取得補助要綱の一部を改正する要綱 新旧対照表

改 正 条 文		現 行 条 文	
<p>(補助金の交付)</p> <p>第10条 注文住宅を建築した者で、第7条第1項の規定による補助金の交付決定を受けた者は、建築した住宅に入居後に、猪名川町新築・中古戸建住宅取得補助補助金交付請求書(様式第9号。以下「補助金交付請求書」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて、当該年度の2月における町の最終開庁日までに補助金の交付を請求しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 長期優良住宅建築等計画認定通知書の写し(交付申請時に未提出のときに限る。)</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>別表4(第6条関係)</p>		<p>(補助金の交付)</p> <p>第10条 注文住宅を建築した者で、第7条第1項の規定による補助金の交付決定を受けた者は、建築した住宅に入居後に、猪名川町新築・中古戸建住宅取得補助補助金交付請求書(様式第9号。以下「補助金交付請求書」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて、当該年度の2月における町の最終開庁日までに補助金の交付を請求しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>別表4(第6条関係)</p>	
区分	添付書類	区分	添付書類
注文住宅	<p>1 世帯全員の住民票の写し</p> <p>2 出産予定の子のみの子育て世帯にあっては、出産予定であることがわかる書類</p> <p>3 工事請負契約書の写し(事前着工届時に提出済みの場合は不要)</p> <p>4 建築基準法に基づく確認済証の写し</p> <p>5 建築確認申請書の写し</p>	注文住宅	<p>1 世帯全員の住民票の写し</p> <p>2 出産予定の子のみの子育て世帯にあっては、出産予定であることがわかる書類</p> <p>3 工事請負契約書の写し(事前着工届時に提出済みの場合は不要)</p> <p>4 建築基準法に基づく確認済証の写し</p> <p>5 建築確認申請書の写し</p>

改 正 条 文		現 行 条 文	
	<p>6 長期優良住宅建築等計画認定通知書の写し(手続中の場合は、それを証する書類(引受承諾書等))</p> <p>7 その他町長が必要と認める書類</p>		<p>6 長期優良住宅建築等計画認定通知書の写し</p> <p>7 その他町長が必要と認める書類</p>
(略)	(略)	(略)	(略)